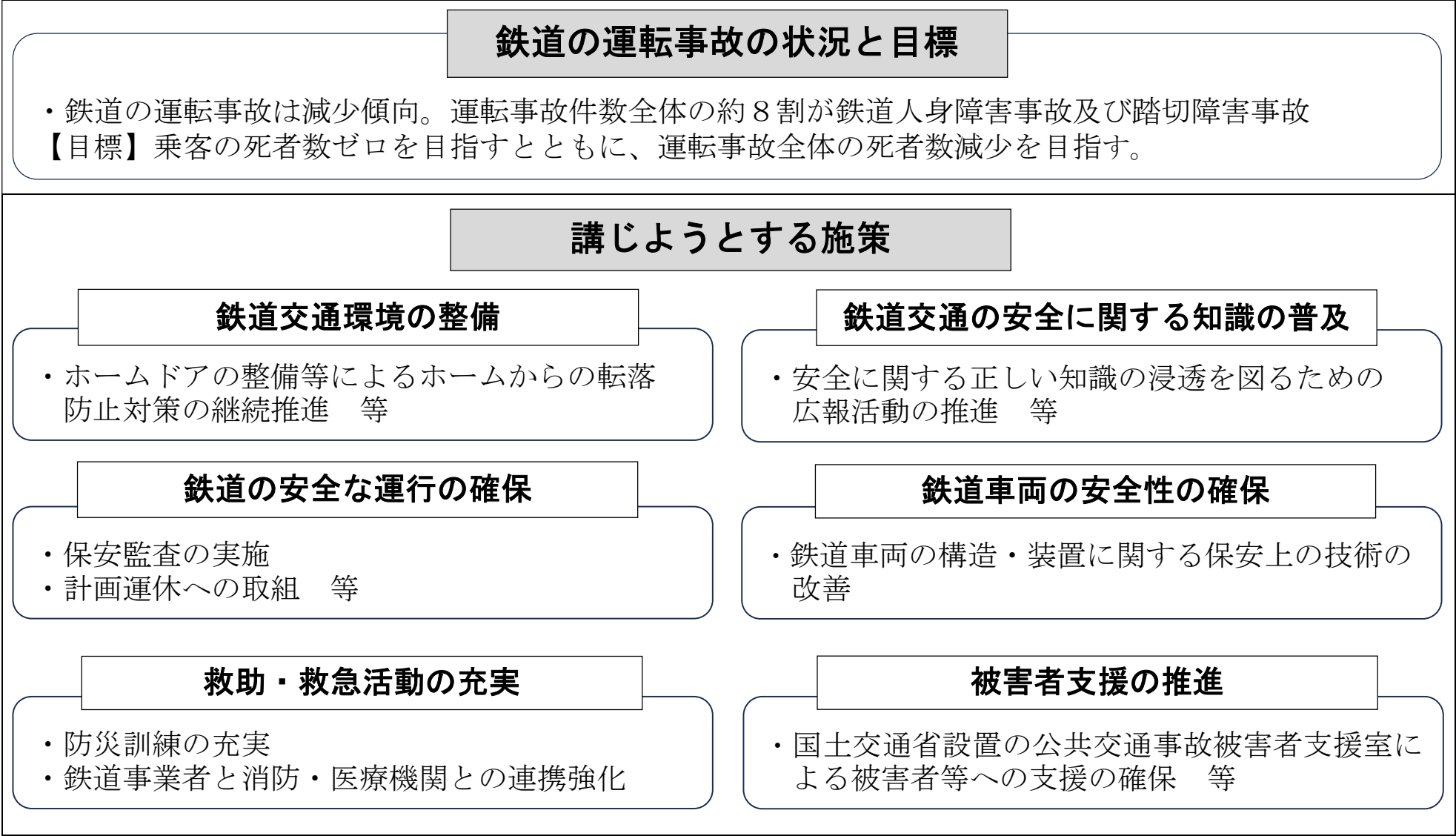


第 12 次京都府交通安全計画の概要

1 道路交通の安全

道路交通事故の状況と目標 - 令和 7 年の発生件数及び負傷者数は、統計記録が残る昭和 41 年以降最少 - 高齢者が全交通事故死者数の約 5 割を占め、歩行中の事故が多い - 二輪車（一般原付を含む）乗車中の死者が全交通事故死者数の 4 割を占める - こどもの交通事故死者数は減少しているが、未だ死亡事故が発生 - 自転車事故の割合が全交通事故発生件数の 2 割以上を占める 【目標】 令和 12 年までに年間の 24 時間死者数を 38 人以下、年間の重傷者数を 640 人以下	
基本理念 - 交通事故のない社会を目指して - 人優先の交通安全思想 - 少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築	
道路交通安全対策を考える視点 高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさせないための総合的な対策 歩行者の安全確保のための意識変容 自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備 特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進 先進技術の活用推進 こどもの安全確保のための環境整備 二輪車の安全確保 外国人の交通安全対策の推進 生活道路における歩行者等の安全確保 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進 地域が一体となった交通安全対策の推進	
講じようとする施策 道路交通環境の整備 - 生活道路等における安全対策の推進 - 通学路等における交通安全の確保 - 高速自動車国道等における交通事故防止対策の推進 等 交通安全思想の普及徹底 - 歩行者の安全確保 - 外国人に対する交通安全教育等の推進 - 自動車（二輪車を含む。）の安全対策の推進 - 新しい小型モビリティの安全対策 等 安全運転の確保 - 高齢者運転対策の充実 - 外国人運転者対策の強化 - トラック・物流Gメンによる荷主等への是正指導の強化 等 車両の安全性の確保 - 安全性の高い自動車の普及促進 - 自転車の安全性の確保 等 道路交通秩序の維持 - 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進 - 自転車利用者に対する交通指導取締りの推進 - 特定小型原動機付自転車の利用者に対する交通指導取締りの推進 等 救助・救急活動の充実 - 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実 - 緊急通報システム・事故自動通報システムの活用拡大 等 被害者支援の充実と推進 - 交通事故相談活動の推進 - 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進 等 調査研究の充実 - 高齢者の交通事故防止に関する研究の推進 - 交通事故の長期的予測の充実 等	

2 鉄道交通の安全



3 踏切道における交通の安全

